

## 令和2年 第3回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日(火)  
午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員 (38人)  
会長 19番 矢谷光生  
職務代理 18番 石原誉男  
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 4番 長鉾忠明 6番 松本正幸  
7番 池田 実 8番 神谷泰行 10番 山懸将伸 11番 古林久和  
12番 小田明美 13番 新田 孝 14番 曲 美樹 15番 武村一夫  
16番 中島寛司 17番 樋口昌子  
推進委員 20番 高野 勉 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明  
24番 錦 保 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 松下清治  
29番 渡邊次男 30番 松尾俊彦 31番 田中秀樹 32番 池田 薫  
33番 三村訓弘 34番 山本明彦 37番 澤本基兄 38番 各務和裕  
40番 黒田勝美 41番 有富正博 42番 槇橋一夫 43番 入澤靖昭  
45番 筒井一行 46番 石田 勉
4. 欠席委員 (7人)  
農業委員 5番 中山克己 9番 綱島孝晴  
推進委員 28番 太安隆文 35番 中芝通雄 36番 池田琢璽 39番 白石寛志  
44番 小林太郎
5. 議事日程  
日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について  
日程第3 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について  
日程第4 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について  
日程第5 議案第16号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について  
日程第6 議案第17号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利  
用集積計画の決定について  
日程第7 議案第18号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配  
分計画に係る意見について  
日程第8 報告第6号 農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止め  
について

日程第9 報告第7号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて

日程第10 報告第8号 農地改良に係る届出について

日程第11 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 金崎正一 主幹 下平直勲 主幹 前田雅章 主事 梶原千裕 藤元香

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、皆さん改めましておはようございます。  
ただいまから、令和2年3月総会を開会いたします。  
それでは、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長 皆さん、大変ご苦労さまです。  
天気が悪い日がたびたびありますけど、きょう、少し暖かいなというような朝だったと思います。足元の悪い中を出席いただきまして、大変ありがとうございます。  
新型コロナウイルスで、もう日本といいますか、世界中が大変な時期にかかっております。経済界そうですし、農業関係もいろいろと大変なことがたくさんあるということですが、命にかかわっておることですので、協力して、何とか早い時期に平穏な生活に戻れるように願っております。  
農業委員会のほうも、3月に広報紙と一緒に農業委員会だよりを配っていただきました。非常に充実した紙面ができていたというふうに思います。編集委員の皆さんにも大変お世話になりまして、ありがとうございました。農業委員の活動を皆さんに知っていただく非常に、これが一番唯一の方法だろうというふうに思いますけど、これをしっかり皆さんに理解していただいて、我々の活動に生かしていきたいというふうに思っております。また、今日から新しい改選に向けての募集ということですが、非常に理解が深まるんじゃないかというふうに思っております。  
それでは、3月総会、たくさんの議案がありますけど、慎重審議よろしくお願いたします。

事務局長 ありがとうございます。  
それでは、本日の欠席委員は2名です。5番委員、9番委員です。その旨通告がございました。  
それによりまして、出席委員は18名中16名で、定足数に達しておりますので、3月総会は成立しておることをご報告いたします。  
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお任せいたします。よろしくお願いたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。  
日程1、議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において

指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 それでは、議事録署名委員は、11番委員、12番委員を指名いたします。  
日程2、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

主事 議長。

議長 はい、事務局。

主事 議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について、1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は8件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田5筆5,462㎡、畑1筆134㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号1についてご説明させていただきます。

3月1日に譲受人と現地のほうで確認をしまして、権利移転する事由の詳細ではありますが、譲受人と譲渡人は親子関係がありまして、譲渡人が高齢となったために贈与するものであります。譲受人の耕作状況でありますけれども、全ての農地において水稻なり野菜を栽培しており、農機具、トラクター、田植え機、コンバインを所有しております。今後も引き続き耕作するものと思われま。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

主事 番号2でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,416㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

担当推進委員 25番推進委員です。

議案番号2につきまして、2月29日に譲受人立ち会いのもと、現地確認をいたしました。移転する事由の詳細ですが、譲渡人と譲受人は兄、妹の関係です。譲渡人は、親からこの田を相続していましたが、現在東京に住んでいて、農地の管理ができないため、譲受人夫婦に管理を依頼していました。ここで、東京のほうに家を建てて、今後も地元に戻る予定がないため、妹さんに贈与することになりました。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は、夫婦2人で、トラクター、田植え機、コンバインなどの作業に必要な農機具を所有しており、取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項というのは特にありません。審議方よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田3筆3,983㎡、畑1筆44㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 2番です。

番号3について説明いたします。

この譲受人と譲渡人は、同居する親子でございます。それにより、譲受人は、以前より家族経営で農業を、この土地を全て行っておりまして。このたび、母親も高齢になり、本人も会社を退職したことから、実際に贈与を受けて農作業に専念するということでもあります。その他何ら問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号4でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆1,245㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、33番推進委員。

担当推進委員 33番推進委員でございます。

番号4番につきまして、去る2月29日に譲受人から説明を受け、現地も確認いたしましたので、ご報告いたします。

権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は同じ集落に居住しており、今回の農地は、譲渡人の労力不足により耕作することが困難なため、7年ほど前から譲受人の父親が利用権設定をして耕作をしてきております。ことしになってから、譲渡人のほうから家族と協議したところ、将来的に耕作する意思がないということでこの土地を引き受けてもらえないかというお話がありまして、このたび売買による話がまとまったことにより申請地を取得するものでございます。続いて、譲受人の耕作状況ですが、譲受人は、父と祖母との3人家族の専業農家でございます。譲受人と父が農業に従事しておりまして、耕作状況は全て耕作を行っております。水稻1.2、ブドウ80アール、その他白ネギ等いろいろと田んぼとつくっております。主に、譲受人がブドウ栽培のほうを行っており、父が水稻及びその他のものを作物しております。農業経営に必要な農業機械は全てそろっておりまして、取得後も必要な農作業には従事すると認められます。その他指摘事項はありません。以上、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆822㎡、畑4筆1,369㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございまして。ご審議方よろしく願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、34番推進委員。

担当推進委員 34番です。

議案番号5につきましては、3月4日譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。譲渡人についても、3月8日に電話確認を行っております。権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人と譲受人についてはいとこの関係であり、申請地については、譲渡人の親が長年耕作をしておりましたが、近年は近隣の方に耕作を依頼しておりました。譲渡人の親も高齢により現在老人施設に入居し、譲渡本人も倉敷市在住のため、管理、耕作もできないということで、このたび売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況についてですが、譲受人は、夫婦と娘の3人で現在

住んでおり、現在、田を約4反、畑を約3反、これを主にピオーネを耕作しておりまして、今回の申請地は、譲受人の自宅より約100mの場所であり、また譲受人の田及び畑にも隣接しているため、耕作及び管理も非常にしやすく、最適と思われます。取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項は特にございませぬ。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願ひいたします。

主 事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆392㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、担当地区委員さんが欠席のため、事務局から説明をお願ひいたします。

主 幹 議長。

議 長 はい、事務局。

主 幹 番号6につきまして、代読いたします。

番号6につきまして、3月1日に農業委員と現地確認を行い、その後、譲受人と譲渡人の両者の立ち会いのもと、お話を伺いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人、譲渡人ともに若代畝の出身です。譲渡人は、岡山市に在住して、農地の管理が十分できず、申請地の隣地は全て譲受人が所有しているため、耕作の迷惑にならないように贈与を申し出ました。譲受人の耕作状況ですが、          に在住して、通いで農業を行っていません。申請地周辺で、水田60アール、畑20アールを耕作し、農機具もトラクター、田植え機、コンバイン、ライスセンターと全て所有しており、今後も耕作していく考えです。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、番号7について、事務局より説明をお願ひいたします。

主 事 番号7でございますが、市外の譲渡人が、湯原の譲受人に、申請農地、田1筆465㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願ひいたします。

7番委員 議長。

議 長 はい、7番委員。

7番委員 7番です。

本件につきましては、去る3月2日に譲受人立ち会いのもと、現地及び聞き

取り調査を行いました。譲受人と譲渡人は近所同士ですが、譲渡人は、仕事の関係上、津山市に在住しており、耕作ができず、以前から譲受人が耕作をしていました。譲渡人は農業廃止を希望しており、対象農地が譲受人の農地と隣接しており、また耕作もしていたことから、このたび売買の話がまとまり、権利移転するものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は3世代8名が同居しており、譲受人の長男は建設業の社長の傍ら、農繁期には家族総出で農業をしています。現在、水稻、野菜を中心に約1ヘクタール耕作しており、また農機具も一式完備しており、農地取得後もより一層農業に精進されるものと思われます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号8でございますが、湯原の譲渡人が、八束の譲受人に、申請農地、田1筆2, 132㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、41番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、41番推進委員。

担当推進委員 41番推進委員です。

議案番号8について、3月2日、譲受人に立ち会いいただき、現地調査を行いました。後に、譲渡人とは電話で話をしました。譲受人は、この申請地を借りて、飼料用作物を作付されております。また、譲渡人は、長年にわたり譲受人に申請地を貸しておりましたが、自宅から遠方であり、自身も耕作、管理の意思もないということで、このたびの売買に話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の世帯員、耕作状況ですが、譲受人は、妻と父親の3人で、酪農業に従事しております。現在所有している農地は全て耕作を行い、また農作業に必要な機械等は一式所有されております。申請地の取得後も農作業に従事すると認められます。

以上のおお、耕作状況及び従事日数等については問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。その他指摘事項は特にありません。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。



質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

主 幹

議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

3ページをお開きください。

議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は3件でございます。

番号1でございます。

申請人（落合）は、以前より敷地内の駐車場が狭く、来客時には道路に駐車するしかない場合もあり、現在の車庫では手狭であるため、申請地、田1筆325㎡のうち171㎡に、車庫を建築するための転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員

議長。

議 長

はい、24番推進委員。

担当推進委員

推進委員24番でございます。

それでは、議案番号1につきましてご説明申し上げます。

現地確認は、2年3月1日に申請者の立ち会いのもと、調査しております。

申請人は、長年にわたり申請地で野菜等作付されてこられました。自宅駐

車場がかなり手狭になり、申請地に駐車場及び車庫を増設するものでございます。申請地の位置につきましては、申請地は、市道中央団地線より南へ約50mほど離れた自宅前で、[REDACTED]より北へ約20mのところの位置しております。周囲の状況につきましては、東が道、西が田、南が田、北が自宅でございます。周辺農地への影響につきましては、申請地に隣接した農地が一部ありますが、駐車場及び車庫であり、日照、通風等、周辺農地へ特に支障を来すことはないと思われます。なお、車庫は申請地の3分の1程度でございます。その他指摘事項はございません。

以上、よろしく審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主幹

番号2でございます。

申請人（落合）は、高齢となり、自己での耕作の継続が困難な状態となってきたことから、有効な維持、活用を目的に、申請地、田1筆1,021㎡に、太陽光発電設備を設置するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、太陽光発電設備 [REDACTED] 万円。資金の内訳として、[REDACTED] 万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、中国電力との契約書類、再生可能エネルギー電子申請書の写し、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける土地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長

はい、10番委員。

10番委員 10番です。

番号2につきまして、3月1日に申請人立ち会いのもと、現地確認を行いましたので、ご説明をさせていただきます。

転用しようとする事由の詳細についてでございますけれども、申請地は、国道沿いに圃場が面しておりまして、入り口が急斜面となっております。この上に国道ということで、通行量が多く、出入りが非常に危険な状態の立地となっております。そのような中で、申請人も高齢化をしてきており、今後この申請地におきましての農作業を行う上で事故などの発生を本人はもとより家族も心配しており、農作物以外での農地の有効活用を考えておりましたけれども、このたび太陽光発電設備を設置いたしまして活用を図るということで、転用申請を行うものでございます。申請地の位置ですけれども、[REDACTED]より東に約300mのところ、国道313号線沿いに面した位置

となっております。周囲の状況でございますが、東が果樹園、西が河川の堤防、南が国道、北が田ということでございます。周辺農地の影響につきましては、当設備につきましては高さが1.6mということでございまして、設備の設置によりまして農地への日照、通風等に支障を来すことはないと思われ、また関連いたします水利組合なり周辺農地所有者への了承は受けているということでお伺いをいたしております。その他指摘事項につきましても特にありません。

以上、議案審査方よろしく願いをいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹

次のページをごらんください。

番号3でございます。

申請人（落合）は、近年河川の水量が減少し水路から水が入らない日が増加して、ポンプを利用して水をくみ上げる日数のほうが多くなってきており、耕作の継続が困難な状態となってきたことから、有効な維持、活用を目的に、申請地、田3筆、合計837㎡に、太陽光発電設備を設置するための転用申請をするものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、太陽光発電設備■■■■■万円。資金の内訳として、■■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、中国電力との契約書類、再生可能エネルギー電子申請書の写し、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、29番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員

議長。

議長

はい、29番。

担当推進委員

29番です。

議案番号3番につきまして、去る3月1日に申請人立ち会いのもと、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細につきましては、申請人は、会社勤務の兼業農家でありまして、この申請地に水稻を作付てまいりましたが、水稻苗から田植え、収穫まで全てJAのオペレーターにお願いしてまいりました。生育期の水管理が大変大事なんです、立地条件からいまして、田んぼが一番下の端にありまして水路も狭いことから、なかなか肝心のときに必要な水が途切れて思うように水管理ができないために、いろいろと思案した結果、稲づくりを諦め、太陽光発電への転用を決心したものです。申請地の位置ですが、国道181号線と県道落合河内線の河内の一番最終、

県道の交差点、信号機がありまして、[ ]がございまして。これより西方面へ約400mほど行ったところに[ ]に入る大きい道が北へ向いて走っておりますが、それを北へ渡ったところとございまして。周囲の状況ですが、東が市道、[ ]が直角にカーブしておる関係で西と南が川になっております。北側が市道の旧国道181号とございまして。周辺地の影響ですが、申請地は、周辺に農地及び民家が点在しております。これによって、日照、通風等、特に支障を来すことはないと思われまして。

以上のとおり、本案件につきましては、転用はやむを得ないものであり、周辺農地へ影響についても問題ないと思われまして、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございせんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございせんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

議案第15号につきましては、[ ]委員の親族が申請人となっている議案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限に当たります。審議開始から終了までを退席となりますので、よろしくお願ひいたします。関係議案終了後、入室を許可いたします。

それでは、退席してください。

それでは、番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

主 幹

議長。

議長 はい、事務局。

主幹 議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市外）は、現在借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、譲渡人（北房）から、申請地、畑1筆432㎡を譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費については申請地を譲受人の妻の祖父から譲り受けることから●●●●円、建物施設●●●●●●●●万円。資金の内訳として、●●●●●●●●万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、20番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、20番推進委員。

担当推進委員 20番推進委員です。

番号1について報告いたします。

去る3月3日、譲渡人と現地確認を行いました。なお、譲受人とは電話で話を聞きました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は、妻と子供2人の4人家族でアパートで生活していますが、子供も大きくなって手狭になり、また仕事の関係で海外出張で妻と子供だけのときもあり、近所に身内もないことから、妻の実家である譲渡人との話がまとまり、実家近くの畑に住宅を建築するため、権利移転、転用の申請を行うものです。申請地の位置等ですが、譲渡人宅から約30mほどの場所で、旧国道313号線沿いに面したところでございます。周囲の状況ですが、東が道路、西が山、南が宅地、北が畑。周辺農地への影響ですが、周辺農地が一部ありますが、譲渡人の畑の残地で問題はないと思われます。その他指摘事項は特にありません。

以上です。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

主幹 続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

番号2でございます。

申請人、譲受人（落合）の実家に、現在アパート暮らしをしている長男夫婦が今後同居を予定されております。実家への進入路は、農道部分と他人の土地を合わせて幅員2m程度進入路として利用させてもらっている状況で、同

居が始まると、長男夫婦の車の台数もふえることから、申請地、畑1筆289㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、露天駐車場と進入路に整備するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける土地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

担当推進委員 推進委員24番でございます。

それでは、議案番号2につきましてご説明申し上げます。

現地確認は、3月1日に譲受人立ち会いのもと、調査しております。転用しようとする事由の詳細につきましては、譲受人は、現在の自宅駐車場がかなり手狭になり、自宅近くの土地を検討していたところ、譲渡人と話がまとまったことから申請を行うものでございます。申請地の位置等につきましては、申請地は、■■■■より西に約10mほど離れた■■■■に面した場所にあり、自宅のすぐ裏に位置しております。周囲の状況につきましては、東が田、西が家、南も家、北が市道でございます。周辺農地への影響につきましては、申請地に隣接した農地が一部ありますが、露天駐車場であり、日照、通風等、周辺農地へ特に支障を来すことはないと思われます。その他指摘事項はございません。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 6ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（■■■■）は、現在市営住宅で両親と一緒に生活されていますが、将来のことを考え、譲渡人（久世）から、申請地、畑1筆315㎡を譲り受け、家族で住める住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、自己資金■■■■万円、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、横断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺

に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 議長。

議 長 はい、1番委員。

1番委員 1番です。

番号3番についてご説明いたします。

去る3月2日に、現地確認とあわせて譲受人のお父さん、お母さんと面談して話を聞かせていただきました。転用しようとする事由の詳細ですが、家が古くなりまして建てかえが必要となりまして、現在は市営住宅に出ていますが、実家は地すべり地域で建築許可が出ないということでございまして、土地を探していて、おじに当たる譲渡人に話をしたところ、快く土地を出してくれるということとなりまして、このたび申請することになりました。申請地の位置でございしますが、■■■■■■■■■■の東詰より東へ約400m行ったところでございます。周囲の状況ですが、東が畑、西が市道、南が田、北が畑でございまして。周辺農地への影響ですが、一般住宅であり、日照、通風には問題がないと思われまますが、東側と北側の隣接所有者は承諾しておりますが、南側の隣接所有者が承諾しませんということでございまして、十分審議していただきたいと思ひます。ごめんなさい、雨水の問題で承諾しませんということでございまして。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号4でございまして。

申請人、使用借人（久世）は、現在親子4人でアパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、使用貸人（久世）から、申請地、田1筆499㎡を借り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費は親子間での使用貸借契約のため■■■■円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、使用貸借契約書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 この案件は、私が担当となっておりますので、報告をいたします。

2月29日に使用貸人の方に立ち会っていただきまして、現地調査を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、使用借人と使用貸人は親子であ

ります。使用借人は、現在市内のアパートに住んでおりますけど、子供が2人いて大きくなっておりますし、今のアパートでは狭いということで、実家近くでありますこの田を転用して、家を新築するものでございます。申請地の位置ですけど、XXXXXXXXXXより西に約30mほどのところで、市道に面した田であります。周囲の状況ですけど、東側、市道、西側、田、南、市道、北側は田となっております。周辺農地への影響ですけど、周辺は宅地化がどんどん進んでいる地域ではあります。西側の田は使用貸人の土地であり、周辺農地への影響は余りないものというふうに思われます。北に田がありますけど、段差がありますので、日陰等の影響はないものと思われます。その他の指摘事項はございません。

以上でございます。よろしく審議のほどお願いいたします。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

質疑を、どうぞ。

8番委員 3番、今1番委員さんが現地調査で雨水の関係で拒否されてるって言われとんですが、どんなもんかわかりよんですかね。

議 長 皆さんの意見をお願いいたします。

事務局より少し説明をお願いいたします。

主 幹 失礼します。

雨水排水につきまして、事務局のほうから少しお話をさせていただきます。今回のこの3番の転用案件につきまして、申請人さんと委任を受けられた行政書士、ハウスメーカーのほうといろいろ相談をさせていただいております。南側の田の所有者から雨水排水方法につきまして再三ハウスメーカー同席のもとに協議をされており、私のほうの情報としては現在も進行中ということで聞いております。申請人さんは、この土地に家を建築することにつきまして、南側の土地所有者さんから反対意見が出るだろうということはもうかねてから想像がついていたということを聞いております。

そういったことを踏まえ、許可後の対応につきましては、全て申請人が責任をとりますということは口頭で確認をとっております。転用許可申請書につきましても、誓約書というものをとっておるところです。このことも確認をとっております。何か問題が生じたときには対応を講じるということも了承を得ております。そうこうしていく中で、例えば建築ができないということに最終的になった場合、つきましては農業委員会に対し建築の転用申請の



取りやめ書の提出を出すということも、こちらは行政書士を通じて確認をとらせていただいております。

事務局側としては、許可申請書につきまして、周辺農地土地所有者の同意書というものを提出する義務というのは法律的に決まっておりません。ので、許可申請書の受理の段階でそういったことの指示、指導は再三させていただいておりますが、今回はこういうことが生じておるところです。農業委員さん方のご意見を踏まえて、お諮り願いたいと思います。よろしく願いします。

議 長 ただいまの説明に対しまして、何か。はい、どうぞ、11番委員。

11番委員 再度確認をしたいんですが、今の事務局の説明ですと、農地法上は、この案件について農業委員会で承認しても問題はないという説明ですよ。

議 長 はい、そうですね。はい。

11番委員 それから、もう一点。

仮に、ここで許可を出して、建物を建てる上で、建築基準法上の問題点とすれば、土地の所有者の承諾というのが要ということに多分なると思うんですが、その段階でアウトになったときには、先ほど申された許可に対するもう一回申請をして取り下げるといふことの確約書というのは紙面上であるんですか、それとも口頭約束。

主 幹 口頭です。

11番委員 口頭ですか。

主 幹 はい。

11番委員 その辺の紙面の確認とかということは考えられてないんですかね。

主 幹 必要となれば、とります。

11番委員 確かに、約束ですからこのことは履行していただかなくてはいけないんですが、農業委員会として総会で確認する以上はその次の支障があるものに対して許可をするというんはある程度の問題もあるわけですから、するとすれば、やはりその確認を口頭ではなくて紙面上できちんととって、その効力があるかどうかという問題はともかくとして、やるべきじゃないかと思えますので、その上での許可ということに、農地法上の問題がないのであればするべきかというふうに思います。

以上です。

議 長 ありがとうございました。

ほかの方、何か意見ございませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、事務局は書面でとっていただけますか。

主 幹 はい。事務局として、書面で確約書のほうを作成し、行政書士と委任を受けられて出されてるので、ちょっと相談しながら対応は必ずさせていただこうと思います。ありがとうございました。

議 長 ほかに意見はありませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

ここで、議事参与の制限により退出しておられました■■■■委員の入室を許可いたします。

それでは、日程5、議案第16号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 事 議長。

議 長 はい、事務局。

主 事 議案第16号について、7ページをお開きください。

議案第16号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和2年3月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全346筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第16号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第16号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程6、議案第17号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程7、議案第18号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

主事 議長。

議長 はい、事務局。

主事 議案第17号について、34ページをごらんください。  
今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして、集積計画が上がっております。

続きまして、議案第18号について、35ページをお開きください。

議案第18号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。

案といたしまして、令和2年3月10日付で公告の予定でございます。

配分計画案については、議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借り手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。

全件とも問題ないと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第17号、議案第18号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第17号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第18号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について、これらは原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、報告第6号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、日程9、報告第7号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、日程10、報告第8号、農地改良に係る届出について、日程11、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 事

議長。

議 長

はい、事務局。

主 事

38ページをお開きください。

報告第6号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについては、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございます。

申請人は湯原で、水源タンクを設置する計画で平成13年5月1日付で農地法第4条の許可転用を受けておりましたが、令和2年2月20日付で取りやめ書が提出されました。取りやめ理由は、申請人から子へ当該農地を生前贈与するに当たり、土地の大部分の現状が農地と認定される状況で、非農地として所有権移転が困難なことと、受け人も農地としての利用を希望しているためです。

1ページお進みください。

報告第7号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについては、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございます。

申請人は湯原の宗教法人で、お寺の露天駐車場として整備する計画で平成6年6月28日付で農地法第5条の許可転用を得ておりましたが、許可当時の代表役員が亡くなられたことから事業中止となっていたため、令和2年2月

10日付で取りやめ書を提出されました。

1ページお進みください。

報告第8号、農地改良に係る届出については、次の1件の届け出がありました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は久世で、田1筆2,038mのうち1,000㎡をかさ上げし、畑として利用するものです。

1ページお進みください。

報告第9号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の8件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。各番号について、農地の所在以降はお目通しお願いいたします。

番号1でございますが、賃借人、賃貸人、ともに落合です。

番号2でございますが、賃借人、賃貸人、ともに川上です。

番号3でございますが、賃借人、賃貸人、ともに川上です。

番号4でございますが、賃借人、賃貸人、ともに川上です。

番号5でございますが、賃借人、賃貸人、ともに川上です。

次のページをお開きください。

番号6でございますが、賃借人、賃貸人、ともに川上です。

番号7でございますが、賃借人、賃貸人、ともに川上です。

番号8でございますが、賃借人、賃貸人、ともに川上です。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長

報告第6号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、報告第7号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、報告第8号、農地改良に係る届出について、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

<「なし」の声>

議長

ないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。はい、どうぞ。

17番委員

3月18日に女性の農業委員で毎年1回勉強会をやっているんですけども、コロナウイルスの関係で取りやめにしたいと思っていますので、皆様方のおうちの方とか近場の方に声をかけていただいた方にその旨をお伝えいただければ幸いに思います。よろしく申し上げます。また、したいと思っていますので、

すみませんが、その節はよろしく願いします。

議 長

わかりました。

ほかにございませんか。

<「なし」の声>

議 長

ないようです。

事務局のほうからございませんか。

主 幹

失礼します。

冒頭申し上げましたとおり、すいません、総会終了後、落合地区の農業委員さん、推進委員さん、少しこちらのほうに集まっていただけだと思います。その後に、運営委員会30分程度、よろしく願いいたしたいと思います。

議 長

よろしいか。

<「なし」の声>

議 長

それでは、以上で総会を閉会したいと思いますけど、4月総会は4月10日金曜日の午前10時からですので、よろしく願いいたします。

(午前11時00分 閉会)